富山県ふるさと住民登録制度関連ポイント（お返しポイント・来県応援ポイント）利用規約

制定：令和８年９月 28 日

第１条（目的）

本規約は、富山県（以下「県」という。）が実施する「ふるさと住民登録制度」（以下「本制度」という。）において、県の関係人口施策で来県するプレミアム登録見込者が本制度の担い手活動に参加した場合に付与するお返しポイント・来県応援ポイント（以下「本ポイント」という。）の付与、管理及び使用に関する条件並びに県と利用者との権利義務関係を定めることを目的とします。

第２条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

1. 「本制度」とは、富山県が実施する「ふるさと住民登録制度」をいいます。
2. 「プレミアム登録見込者」とは、富山県内で対象活動に参加した者をいいます。
3. 「利用者」とは、本規約に同意し、本ポイントの付与及び使用の対象となる者をいいます。
4. 「本ポイント」とは、本制度の担い手活動への参加を促進するため、県が利用者に付与する特典としてのポイントをいいます。
5. 「担い手活動」とは、富山県又は県内市町村、関係団体等が実施又は指定する、本制度の趣旨に沿った地域活動、交流活動、情報発信、イベント運営、ボランティア活動その他県が指定する活動をいいます。
6. 「対象活動」とは、第６条に定める本ポイントの付与対象となる担い手活動をいいます。
7. 「加盟施設等」とは、県が本制度に関して連携又は協力する施設、店舗、団体その他の事業者をいいます。
8. 「ポイント残高」とは、利用者が保有する未使用の本ポイントの合計をいいます。
9. 「アプリ等」とは、本制度への参加、本ポイントの付与又は使用に利用するスマートフォンアプリ、ウェブサービスその他県が指定する媒体をいいます。

第３条（本ポイントの法的性質）

本ポイントは、プレミアム登録見込者による担い手活動への参加を促進するため、県が付与する特典です。本ポイントは、金銭、有価証券その他の財産的価値を有するものではなく、県が定める条件の範囲内においてのみ利用できる行政サービス上の特典です。

本ポイントは、いかなる場合においても換金することはできません。また、本ポイントは、利用者の相続財産その他の財産上の権利の対象とはなりません。

第４条（利用登録）

本ポイントの付与及び使用を希望する方は、本規約の内容に同意の上、県が定める方法により登録手続きを行うものとします。

利用登録の申請は、次の各号の要件をすべて満たす方に限ります。

1. 本制度の趣旨を理解し、対象活動に参加していること。
2. アプリ等を利用できる環境を有すること。
3. 本規約の内容に同意すること。
4. 過去に本制度又は本ポイントに関する登録を取り消されていないこと。

利用登録に際しては、氏名、住所又は居住地、連絡先その他県が求める情報を正確に登録するものとします。登録情報に変更が生じた場合は、速やかに県が定める方法により変更手続きを行うものとします。

利用者は、アカウント ID 及びパスワード（設定がある場合）を自己の責任において管理するものとします。第三者による不正使用により生じた損害について、県に故意又は重大な過失がある場合を除き、県は責任を負いません。

第５条（登録の拒否・取消し）

県は、申請内容に虚偽がある場合、本制度の登録要件を満たさない場合、過去に本規約に違反したことがある場合その他県が不適切と判断した場合、利用登録を拒否することがあります。
県は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、当該利用者の登録を取り消し、保有する本ポイントを消滅させることができます。

1. 登録情報に虚偽があることが判明した場合。
2. 実際には参加していない担い手活動について、参加したものとして申告した場合。
3. 不正な方法により本ポイントを取得した場合。
4. 本制度の趣旨に反する行為を行った場合。
5. 第 13 条に定める禁止事項に違反した場合。
6. その他本規約に違反した場合。

第６条（本ポイントの付与）

県は、利用者が県の指定する担い手活動に参加したことを確認した場合、当該活動に応じて所定の本ポイントを付与します。対象活動、付与条件及び付与するポイント数は、県が別途定め、アプリ等、県のウェブサイトその他の方法により公表します。
対象活動には、次に掲げる活動を含みます。

1. 県が指定する地域課題の解決又は地域の担い手確保に資する活動
2. その他、県が本制度の趣旨に照らして指定する活動

本ポイントは、対象活動への参加が確認された日から【３営業日】以内を目安に付与します。ただし、活動実績の確認、システムの状況その他の事情により、付与が遅れる場合があります。
対象活動への参加確認の方法は、アプリ等への記録、参加者名簿、二次元コードの読み取り、活動主催者による確認その他県が定める方法によります。
本ポイントには、利用者一人当たりの付与上限を設けることがあります。付与上限、対象期間その他の条件は、県が別途定めます。
県は、本制度の運営状況、予算上の制約その他やむを得ない事情により、対象活動、付与条件、ポイント数又は本制度の内容を変更し、又は本制度を終了することがあります。

第７条（本ポイントの有効期限）

本ポイントの有効期限は、2027 年 2 月 28 日（日）とし、有効期限を経過した本ポイントは自動的に消滅します。消滅した本ポイントは、いかなる場合も復元しません。
県は、アプリ等を通じて、利用者がポイント残高及び有効期限を確認できる手段を提供するよう努めます。有効期限の管理は、利用者自身の責任で行うものとします。

第８条（本ポイントの使用）

利用者は、保有する本ポイントを、県が別途定める方法により、次の各号に掲げる用途に使用することができます。

1. 通貨取り扱い対象店舗の支払い

本ポイントの使用は、アプリ等を通じて行うものとします。
一度使用した本ポイントは、返還しません。ただし、県の責めに帰すべき事由により使用が完了しなかった場合は、この限りではありません。

第９条（本ポイントの譲渡・換金の禁止）

本ポイントは利用者固有の特典であり、第三者への譲渡、売買、交換、貸与、担保設定その他一切の処分をすることはできません。
本ポイントを現金、暗号資産その他の財産的価値に換金することは、いかなる方法によっても禁止します。
前二項に違反した場合、県は、利用者の登録を取り消し、関係する本ポイントを消滅させるとともに、必要に応じて関係機関への通報その他の措置を講じることがあります。

第 10 条（本ポイントの消滅）

本ポイントは、次の各号のいずれかに該当する場合、消滅します。
1. 有効期限が到来した場合
2. 第５条に基づき利用登録が取り消された場合
3. 利用者が対象活動の参加を辞退した場合
4. 利用者が死亡した場合
5. 本制度が廃止された場合
6. 利用者が本規約に違反した場合

消滅した本ポイントは復元しません。

第 11 条（本制度終了時の取扱い）

県は、予算上の制約、事業方針の変更、システムの終了その他のやむを得ない事由により、本制度の全部又は一部を終了することがあります。
本制度を終了する場合、県は、終了日、終了の理由、本ポイントの取扱いその他必要な事項を、アプリ等、県の公式ウェブサイトその他の方法により、あらかじめ利用者に周知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではありません。
本制度の終了日以降は、本ポイントの付与及び使用を行うことができません。終了日時点で利用者が保有する本ポイントは、終了日をもって消滅するものとし、県は、これに関して金銭その他の補償を行いません。
前項の規定にかかわらず、県が本制度の終了に際して、本ポイントの使用期間、使用方法その他の経過措置を定めた場合は、利用者は当該経過措置に従うものとします。

第 12 条（個人情報等の取扱い）

県は、本制度の実施に伴い取得する利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（令和３年法律第 57 号）その他関係法令に基づき適正に取り扱います。
取得した個人情報は、次の目的のために利用します。
1. ふるさと住民登録及び本制度の運営
2. 担い手活動への参加確認並びに本ポイントの付与及び管理
3. 本制度に関する連絡及び案内
4. 本制度の実施状況の把握、事業評価及び統計分析
5. 法令に基づく対応

県は、法令に定める場合を除き、利用者の同意なく個人情報を第三者に提供しません。ただし、本制度の運営を委託する事業者、活動の実施主体又は加盟施設等に対し、業務の遂行に必要な範囲で提供することがあります。
本制度では、アプリ等を通じて、活動参加履歴その他の利用情報を取得する場合があります。取得する情報の種類、利用目的及び取扱方法については、県が別途定めるプライバシーポリシー等によります。

第 13 条（禁止事項）

利用者は、本制度の利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。
1. 参加していない担い手活動に参加したと偽り、本ポイントを取得する行為
2. 虚偽の情報を登録又は申告する行為
3. アプリ等を不正に操作し、改ざんし、又は本ポイントを不正に取得する行為
4. 複数のアカウントを作成し、又は他人のアカウントを使用する行為
5. 本ポイントを第三者に譲渡、売買又は換金する行為
6. 本制度のシステム又はサービスに対して不正アクセス、クラッキングその他の不正な操作を行う行為
7. 県、活動実施主体、加盟施設等又は他の利用者の権利・利益を侵害する行為
8. 法令又は公序良俗に反する行為
9. その他、県が本制度の運営上不適切と判断する行為

第 14 条（ポイントの利用範囲）

1. ポイント等は、その所有者と取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次に該当するものは対象外とする。
   (1) 出資や債務の支払い
   (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
   (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
   (4) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業のうち、同条第４項を除くものに係る支払い
   (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
   (6) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、ポイント等の使用期限を超えるもの
   (7) 各取扱店が使用を不可としたもの
   (8) その他、取扱いが不適当と市が認めるもの
2. ポイント等を使用できる期間は、発行時に定めるものとする。

（販売店及び取扱店の登録等）

第 15 条（取扱店の登録）

1. 販売店及び取扱店として登録できる者は、別に定める規約に同意した個人又は法人とする。
2. 前項に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する業務を行うものは、販売店及び取扱店の対象から除外する。
   (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に該当する営業を営む者のうち、同条第４項を除く者
   (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号の暴力団に関係する者
   (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
   (4) その他県が不適当と認める者

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在及び将来にわたり、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
   (1) 暴力団
   (2) 暴力団員
   (3) 暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
   (4) 暴力団準構成員
   (5) 暴力団関係企業
   (6) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
   (7) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自己又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。
   (1) 県又はその関係者に対する暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引又は関係に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、県の信用を毀損し、又は県の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為

県は、利用者が前二項に違反した場合、又は反社会的勢力に該当する若しくは関係を有すると県

が合理的に判断した場合、事前に通知することなく、利用登録の拒否若しくは取消し、本制度の利用停止、保有する本ポイントの全部又は一部の消滅その他必要な措置を講じることができます。
前項の措置により利用者に損害が生じた場合であっても、県は、その責任を負いません。また、当該措置に関して、県は、利用者に対し、その理由を説明する義務を負わないものとします。

第 17 条（免責事項）

県は、システムの保守又は障害、天災地変、通信回線の障害その他県の責めに帰することができない事由により、本制度が中断し、又は本ポイントのデータに誤りが生じた場合であっても、これにより利用者に生じた損害について責任を負いません。
県は、アプリ等の提供を中断し、又は終了する場合があります。これにより利用者に生じた損害について、県に故意又は重大な過失がある場合を除き、県は責任を負いません。
担い手活動の実施内容、活動中の事故その他活動実施主体と利用者との間で生じた事項については、当該活動実施主体と利用者との間で解決するものとし、県は、県に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第 18 条（規約の変更）

県は、法令の改正、本制度の内容変更、その他合理的な理由がある場合、本規約を変更することができます。
規約を変更する場合、県は、変更内容及び効力発生日を、アプリ等、県の公式ウェブサイトその他の方法により利用者に周知します。効力発生日以降に利用者が本制度を継続して利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第 19 条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の解釈及び適用については、日本法を準拠法とします。本制度に関して利用者と県との間で生じた紛争については、最寄りの地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

１　本規約は、令和８年９月 28 日から施行します。
２　本制度に関する問い合わせ先
富山県
〒930-8501　富山県富山市新総曲輪１番７号
電話：076-444-8916
メール：akikaku @pref.toyama.lg.jp
受付時間：平日　午前９時から午後５時まで（祝日及び年末年始を除く）